

三春町告示第76号

本町の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は土地改良法（昭和24年法律第195条）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成18年12月6日

三春町長鈴木義孝

記

編入する字名	同左に編入される区域	
	字名	地番
大字富沢字行人沢	大字富沢字深作	1の一部、7の一部、8の一部、52の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
	大字富沢字堰田	101の一部、102、103及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部
大字富沢字堰田	大字富沢字深作	1の一部、2から4までの各一部、5、6、7の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
	大字富沢字中田	123から125までの各一部、126、127、128の2、135の2、140、267の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
大字富沢字垣ノ内	大字富沢字中田	314の2、315の2
	大字北成田字柳沢	66の2、68の一部、70の1、316の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

これは、告示の写しに相違ありません。

三春町長鈴木義孝

